

地方自治法改正

来春四月、区長選挙実施

区の仕事も「市」なみに

さる五月三十一日第七十二通常国会において、「地方自治法」の改正案が成立し、六月一日に公布されました。この改正によって、東京都の墨田区など二十三の区(これを特別区といいますが、田区など都内二十三の区は、特別区と呼ばれて、法律上「市」とは違った扱いを受けてきました。そのことは、区長と市長の選別の違いにいちばんはっきりとあらわれていますが、仕事の面でも、区が処理できるものは二十項目だけに限られていて、それ以外の「市」としての仕事は、二十三区がばらばらになるのを避けるという理由から都がまとめて処理してきました。今回の法律改正でこうした制限がなくなり、区は「市」と同じく同じ仕事を処理することになりました。

○区長選、区議選と共に

区長は、これまで区議会が都知事の同意を得て選んできましたが、この法律改正によって、昭和二十七年以来二十三年ぶりに区民が投票によって選ぶことになりました。区長の選挙は、来春四月の区議会議員選挙と一緒に、二十三区が統一して行うことになり、改正法が公布された六月一日に在職していた区長の任期は、統一選挙の行われる日の前日までと定められたため、山崎現区長の任期は、二年半余も短縮されることになりました。

○区の仕事ふえる

わたたくしたちが住んでいる墨田区は、これまで区議会が都知事の同意を得て選んできましたが、この法律改正によって、昭和二十七年以来二十三年ぶりに区民が投票によって選ぶことになりました。区長の選挙は、来春四月の区議会議員選挙と一緒に、二十三区が統一して行うことになり、改正法が公布された六月一日に在職していた区長の任期は、統一選挙の行われる日の前日までと定められたため、山崎現区長の任期は、二年半余も短縮されることになりました。

○保健所が区の施設に

さらに区は、全国でも三十市しか指定されていない「保健所設置市」としての仕事も処理することになりました。この点で一般の「市」以上になったという点でもできます。したがって、これまで東京都の施設だった保健所が、区の施設に変更されることになりました。

○都に残される仕事

しかし、一般の「市」が行っている仕事のうちで、ゴミの処理、上下水道、消防などは、今までどおり都が全体的な立場で処理することになります。都と区の間では、移される仕事の細かな点について話し合いを重ねていきます。区役所の中にも、仕事を円滑に引き継ぐた



都内二十三区の住民にとって長い間の念願だった区長の公選が実現したことを記念して、さる十一月二十八日、世田谷区民会館において「区長公選等実現記念二十三区民のつどい」が開かれました。各区の区議会議員をはじめ、一般住民など約千二百人が集まり、墨田区からも、議員・一般区民など五十五人が参加しました。

地下鉄建設促進四区協議会を設置

八号線の延伸をはかるため

地下鉄八号線の延伸を中心とする地下鉄建設の促進をはかるため、このほど、関係四区(墨田、中央、江東、葛飾)の区議会で協議会を発足しました。これまでは、各区がそれぞれ独自の立場で建設促進運動を進めてきたものです。本区においても、これまで区議会が中心となって、地下鉄八号線の建設促進について関係方面へ陳情を続けてきた。いま進めている運動は、この銀座一丁目から先の、月島から銀座一丁目まで開通している。地下鉄八号線は、現在、池袋から銀座一丁目まで開通しています。この路線はすでに免許がおりています。江東、墨田を通して葛飾に至る路線を延伸建設してほしいというもので、今後「四区協議会」は、八号線以外の建設促進も含めて関係方面に対し、強力に働きかけていくことになりました。なお、地下鉄八号線の本区を通る路線は、四十七年の都市交通審議会の答申によると江東区から錦糸町に入り、四ツ目通り、押上を経て葛飾区の龜有に至るといわれています。また、十二号線は、月島方面から清澄通りを経て、蔵前から台東区へ向うというもので、この路線はすでに免許がおりています。

○職員の仕事も区へ

区役所には、区が採用した職員と都が採用して区に配属した職員とがいます。墨田区の場合、都からの配属職員が半数以上を占めています。が、今回の改正によって、人事制度でも区の自主性を強めるため「都配属職員制度」を廃止して、来年の三月三十一日現在、区に勤務している職員は、すべて区の職員に身分を切り替えることになっています。

○財源確保、今後の問題

今回の法改正は、以上ご紹介した三つの大きな変更がありましたが、それに伴う財源については、基本的な改正はありませんでした。特別区の財政は、各区の税収の多少にかかわらず各区が一定の水準で行政を執行できるようにするため、都が財源の調整を行ってきましたが、これからのこの制度の基本は残されること

第四回定例会

補正予算など議決

第四回定例会は、十一月二十日から二十九日まで会期十日間で開かれました。この議会では、初日に一般質問が行われたあと、前回から継続審査となっていた四十八年度の各会計決算二件を認定しました。つづいて、補正予算をはじめとする議案十一件、請願・陳情八件などの審議に入り、最終日二十九日に、総額六億四千余万円にのぼる補正予算など全議案と、請願・陳情七件、さらに「大気汚染による公害補償の地域指定に関する意見書(陳情書)」ほか一件の意見書などを可決しました。

テニスコート増設

テニスコート増設など採択

請願・陳情

区民のみならずから提出された請願・陳情のうち、今定例会で慎重に審査した結果、次の七件の取扱いが決まりました。

○不採択となったもの

設計画を現時点のまま進めることに反対だという趣旨のものです。)
◇長寿庭園に隣接する区有建築物の利用に関する請願(理由) 現段階においては、要望に添うことは困難である
◇四ツ木地区防災拠点建設計画に関する陳情(第十一号)(理由) 区民を震災から守るため、防災拠点建設計画を中止することは適当でない。(この陳情は、防災拠点の建設計画を廃案にしてほしいという趣旨のものです。)

○採択となったもの

◇個人用住宅建設融資制度の拡大に関する請願(意見) 議長は、別途適宜な方法で願意が実現するよう努力されたい。
◇区営テニスコート増設に関する請願(意見) 要望に添うよう努力されたい。
◇四ツ木地区防災拠点建設計画に関する陳情(第十二号)(意見) 議長は、別途適宜な方法で願意が実現するよう努力されたい。
(この陳情は、防災拠点の建設計画を廃案にしてほしいという趣旨のものです。)

第三回臨時議会

第三回臨時議会は、十二月十九日に会期一日間で開かれました。この臨時議会は、都職員の給与改定に伴い、区職員についても同様の措置をするための「職員給与に関する条例の一部改正」と、これに伴う補正予算案を審議するために開かれたもので、いずれも原案どおり可決しました。

第三回臨時議会

第三回臨時議会は、十二月十九日に会期一日間で開かれました。この臨時議会は、都職員の給与改定に伴い、区職員についても同様の措置をするための「職員給与に関する条例の一部改正」と、これに伴う補正予算案を審議するために開かれたもので、いずれも原案どおり可決しました。

給与条例案を可決

第三回臨時議会は、十二月十九日に会期一日間で開かれました。この臨時議会は、都職員の給与改定に伴い、区職員についても同様の措置をするための「職員給与に関する条例の一部改正」と、これに伴う補正予算案を審議するために開かれたもので、いずれも原案どおり可決しました。

意見書等

区議会は、次の意見書等を全会一致で議決し、関係機関に対し実現方を要請しました。
意見書等
□老人対策の早期充実に関する意見書(厚生大臣)
□大気汚染による公害補償の地域指定に関する意見書(陳情書)
提出先 環境庁長官、都知事、都議会議長

区議会この一年

二月 山崎区長誕生 福祉施策充実

山田区長(当時)の辞意表明に伴う後任区長を選任するための第一回臨時会に始まったことしの区議会も、十二月十九日に会期一日間だけで開かれた第三回臨時会まで終りになりました。ことしの区議会は、くしくも臨時会で始まり、臨時会で終りました。そこで本号では、区議会の一年間を振り返って、その経過や主な出来事を各回ごとにまとめてみました。

第一回臨時会

この臨時会は、山田区長(当時)の突然の辞意表明により、後任の区長を選任するために召集されたもので、会期は二月二日から十二日まで十一日間にかたって開かれました。

第二回臨時会

この臨時会は、先の第一回臨時会で、山崎前助役を区長に選任したことに伴い、空白となっていた助役の選任同意をするため二月二十五日に開かれたものです。

その結果、飯村竹次前収入役を助役とすることに同意しました。

さらにそのあと、青木前企画部長を収入役に選任することの同意議案も可決して、会期一日間の日程を終えました。

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

区議会のしくみ

その二

区議会には、法律によって多くの仕事を与えられていますが、その仕事の中でいちばん重要でしかも基本的なものは、区政の問題について決定をすることです。

○議決権

区議会が決定することを「議決」といいますが、これは、区議会が検討されている問題について、一人一人の議員が「賛

成」か「反対」かの考えを表明しそれを多数決によって決定するものです。

この「議決」によって、区政をどのように進めたいかが決まり、区長が実際の仕事を進めることになるのです。

○議決する主なもの

① 墨田区の法律ともいえる「条例」を制定したり、あるいは改めたり、廃止したりする

② 一年間の収入と仕事の予定を示す「予算」を決めること

③ 一年間の仕事の実績を示した「決算」を認めること

④ 予定金額が一億円以上の重要な契約を結ぶことについて賛否をきめること

⑤ 使いみちが指定されている寄付を受けること

⑥ 区の税金の割当と徴収、分損金、使用料、加入金、手数料などの徴収に関すること

○区政調査権・監査権

区議会は、決定したことがその後順調に正しく進められる

区議会は、決定したことがその後順調に正しく進められる

区議会は、決定したことがその後順調に正しく進められる

区議会は、決定したことがその後順調に正しく進められる

区議会は、決定したことがその後順調に正しく進められる

新しい体制ができあがりました

第一回定例会

第一回定例会は、三月八日から二十九日まで会期二十二日間

この議案は、予算案ともいわれるもので、当区が本年度の仕事を行っていくための予算を決める議案で、年四回開かれる定例会の中でも最も重要な議案といえます。

そのために、この予算案を審議するため特別に委員会を設けて慎重審議の結果、総額一五七億一千余万円にのぼる一般会計予算が決まりました。

第三回定例会

第三回定例会は、九月二十日から三十日まで会期十一日間

この議案で注目されたことは、八月八日死去された故新発田博議員に対する追悼演説が行われたことです。

新発田議員は、自民党の現職幹事長という要職にあって、死亡される直前まで、元気に活躍されていただけに区民のみならず

第二回定例会

第二回定例会は、六月十七日から七月一日まで会期十五日間

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

この議案では、議長辞職に伴う選挙を行い、後任議長に松野

また、任期満了となった常任

また、任期満了となった常任

また、任期満了となった常任

また、任期満了となった常任

また、任期満了となった常任

一般質問

物価高騰の折、学校給食費

物価高騰の折、学校給食費

物価高騰の折、学校給食費

学校給食費などをただす

値上げ分は区で負担を

値上げ分は区で負担を

値上げ分は区で負担を

値上げ分は区で負担を

値上げ分は区で負担を

値上げ分は区で負担を

値上げ分は区で負担を

値上げ分は区で負担を

値上げ分は区で負担を

んはもち論のこと、議会関係者

んはもち論のこと、議会関係者

んはもち論のこと、議会関係者

んはもち論のこと、議会関係者

んはもち論のこと、議会関係者

下請加工業者の援護措置

政府の減産関連企業に対する

政府の減産関連企業に対する

政府の減産関連企業に対する

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

商店街の保護対策

立花団地の中に大型スーパー

立花団地の中に大型スーパー

立花団地の中に大型スーパー

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

同和対策協議会

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

区は同和行政を行うにあたり

この計画は、東京都が昭和四

この計画は、東京都が昭和四